平成２２年（フ）第６３２号
金沢市糸田２丁目191番地６、従前の住所金沢市西金沢４丁目129番地８
債務者　髙田　秀晴
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
金沢市上荒屋５丁目347番地
債務者　赤崎　佐**年**
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
石川県石川郡野々市町字位川213番地　オレンジハイツ２号室、従前の住所石川県石川郡野々市町字田尻町98番地
債務者　勝嶌　圭史
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３号
福井県三方郡美浜町佐田第56号10番地
債務者　辻　千代子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第６６号
岐阜県各務原市蘇原清住町３丁目48番地
債務者　平下　末廣
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
岐阜県各務原市蘇原持田町５丁目22番地５
債務者　竹田　芳美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
岐阜県本巣郡北方町柱本３丁目92番地、従前の住所岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目53番地
債務者　永井亜紀子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０５号
岐阜県瑞穂市稲里441番地１　パナハイツ錦見Ａ棟102号
債務者　桑本　利恵
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１０９号
岐阜市柳津町蓮池１丁目99番地の１、住民票上の住所岐阜市柳森町２丁目45番地永生ビル302号室
債務者　気軽な整体屋さんみらいこと　中川　美紀
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７５号
名古屋市北区萩野通１丁目19番地の１　メゾン萩野1201号
債務者　上垣外奈緒美（旧姓服部・安部）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７８号
愛知県日進市岩崎台２丁目1610番地　ホーム岩崎台202
債務者　岡田　照美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
愛知県岡崎市橋目町字大師34番地２　アーバンシティ橋目407、従前の住所愛知県岡崎市北野町字下池14番地　メゾン・ド・ソレイユＡ―201
債務者　工藤　俊一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1092番地の７
債務者　山本　育子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４２号
兵庫県加古川市加古川町稲屋1092番地の７
債務者　山本　好告
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３４号
兵庫県姫路市勝原区山戸22番地21、住民票上の住所兵庫県赤穂市浜市105番地の１
債務者　樋本　光子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県高砂市今市２丁目11番11号
債務者　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県加古郡稲美町加古1220番地の18
債務者　下元　美博
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部